

令和3年4月1日

## 女性活躍推進法における一般事業主行動計画の策定について

東日本銀行(代表取締役頭取 大石慶之)は「女性活躍推進法」に基づき、女性管理職・役職者を育成する体制づくり・環境整備を積極的に行ってまいります。

今後、男女ともに働きやすい職場環境を整えるため、女性活躍推進法における「一般事業主行動計画」を策定いたしましたので、お知らせ致します。

### 【女性活躍推進法における一般事業主行動計画】

#### 1. 計画期間

令和3年4月1日(令和3年度)～令和5年3月31日(令和4年度)

#### 2. 数値目標

- ・管理役職者に占める女性割合を **13%以上**にする。
- ・役職者に占める女性割合を **30%以上**にする。
- ・職業生活と家庭生活との両立支援休暇制度(ワークライフバランス支援休暇、チャイルドプラン休暇)の利用実績を **男性10名以上、女性10名以上**にする。

#### 3. 取組内容

##### A. キャリア開発の強化・意識醸成

- ・女性行員の積極的な職務開発と意識醸成
- ・キャリア支援を目的とした研修の実施

##### B. 職場環境の整備・意識改革

- ・職場と家庭の両立支援制度の強化・周知
- ・組織全体の働き方・休み方等の意識改革

#### 4. 取組の実施時期

※上記、計画期間と同様とする。

以上